

生活福祉資金貸付制度について

全国社会福祉協議会 地域福祉部

生活福祉資金貸付事業支援室 室長 伊藤 浩司

I. 生活福祉資金貸付制度の概要

II. 資金種類と活用事例

1. 総合支援資金
2. 福祉資金（福祉費、緊急小口資金）
3. 教育支援資金
4. 不動産担保型生活資金

III. 生活福祉資金の貸付状況について

IV. 家計改善支援事業と生活福祉資金貸付事業の連携について

V. 新型コロナウィルスに係る特例貸付について

I . 生活福祉資金貸付制度の概要

I. 生活福祉資金貸付制度の概要

1. 目的

- 「資金の貸付」と「必要な相談支援」を行い、借受世帯の自立を図ること

2. 実施主体

- 実施主体は都道府県社協で、相談窓口対応等業務の一部を市町村社協に委託することが可能
※令和2年度の制度要綱改正で「特に必要と認められるときは、厚生労働大臣が定める者に委託することができる」との文言が付加された

3. 貸付対象

世帯	対象内容
低所得世帯	◆ おおむね市町村民税非課税程度の低所得の世帯。ただし各県の実態に即した弾力的な運用が認められている。
障害者世帯	◆ 身体障害者、知的障害者、精神障害者で手帳の交付を受けている者や障害者総合支援法によるサービスを利用する者等の属する世帯。 ◆ 低所得であることは要件とされていない。
高齢者世帯	◆ 65歳以上の高齢者の属する世帯。福祉資金は日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限られている。 ◆ 高齢者を含む4人世帯でおおむね年収600万円程度の世帯。

4. 財源等

- 全額公費が財源
 - 貸付は償還により貸付原資を循環させることで限られた財源を有効活用
 - 償還の見込みが立つか、適切な審査が必要 ⇒ 一定の時間がかかる
- ※他制度利用優先の原則
 - 貸付=社協だけで回すと結果的に「たらい回し」となる可能性

5. 資金種類

- (1)総合支援資金
- (2)福祉資金（福祉費、緊急小口資金）
- (3)教育支援資金
- (4)不動産担保型生活資金

II. 資金種類と活用事例

1. 総合支援資金
2. 福祉資金（福祉費、緊急小口資金）
3. 教育支援資金
4. 不動産担保型生活資金

II. 資金種類と活用事例「1. 総合支援資金①」

(1) 概要

- 失業と一緒に住居（住まい）を失った人の生活を支援すること等を目的に、平成21年10月に創設され、以下の3種類の貸付け費目を有する。
- 複合的な課題を有している相談者が多いことから、平成27年度の生活困窮者自立支援制度の施行に伴い、自立相談支援事業の利用が原則要件化され、就労支援の充実が図られることとなり、より効果的な貸付が期待されている。

資金の種類		貸付条件			
		対象	貸付限度額	据置期間	その他
生活支援費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活再建までの間に必要な生活費用 	低所得世帯	(二人以上)月20万円以内 (単身) 月15万円以内 • 貸付期間：原則3ヶ月、最長12ヶ月以内（延長3回）	最終貸付日から6ヶ月以内	【償還期限】 • 据置期間経過後10年以内 【貸付利子】 • 連帯保証人あり無利子 • 連帯保証人なし年1.5%
住宅入居費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 		40万円以内	貸付けの日（生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日）から6ヶ月以内	
一時生活再建費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 ・ 滞納している公共料金等の立て替え費用 ・ 債務整理をするために必要な経費等 		60万円以内		【連帯保証人】 • 原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可

II. 資金種類と活用事例「1. 総合支援資金②」

(2) 事例「総合支援資金滞納中に家計改善支援事業等の支援を受けた事例」

(i) 相談時の相談者の概要

①性別	女性	②年齢	45歳	③職業	無職
④世帯構成、職業、収入			⑤滞納状況、債務状況		
<input type="radio"/> 本人 <input type="radio"/> 実母 72歳 無職 年金収入9万円 <input type="radio"/> 弟 41歳 無職 <input type="radio"/> 弟 39歳 派遣社員 収入16万円			<p>★ポイント</p> <p>滞納が続く世帯を生活困窮者自立支援制度に つなげ、連携支援を行うことで償還につなげる。</p>		

(ii) 支援の内容

①相談に至った経緯（相談者の課題）

- もともとは他県で派遣社員として就労していたが、契約期間満了のため地元へ戻る。
- 失業給付を6か月間受給しながら求職活動するが、仕事が決まらず、母や弟の援助もあったが生活費が不足。
- 総合支援資金を借り入れたが、それでも仕事が決まらず、しばらくは弟の援助で生活。
- その後、精神疾患となり、障害年金を受給することとなったが、就労や金銭管理が上手くいかず、生活福祉資金の滞納だけではなく、生活全般が困窮状態となっていた。

②最初の相談先 ／ 障害者相談支援センター

③支援の概要

- 社会福祉協議会
 - ・生活費の貸付 総合支援資金 生活支援費 60万円
(20万円×3か月)
 - ・通帳預かり支援
- 家計改善支援機関（社協）
 - ・家計管理支援
- 自立相談支援機関（社協）
 - ・就労相談、支援機関との調整

④支援後の状況

- 家計改善支援機関と社協の支援で、年金受給の通帳の管理や償還計画の見直し等の立て直しを図り、生活福祉資金の償還は口座振替とし、償還完了となった。
- 現在は、就労継続支援B型事業所にて就労。
償還が完了したことにより、年金収入+就労収入で生活。

II. 資金種類と活用事例「2. 福祉資金（福祉費）①」

（1）概要

- 日常生活を送るうえで、または自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用を貸付ける資金で、昭和30年の制度創設時からある資金。
- 民生委員の調査書（意見書）の提出が必須となっている等、民生委員との協力関係が強い資金といえる。

資金の種類		貸付条件			
		対象	貸付限度額	据置期間	その他
福祉費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生業を営むために必要な経費 ・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・ 福祉用具等の購入に必要な経費 ・ 障害者用の自動車の購入に必要な経費 ・ 中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 ・ 冠婚葬祭に必要な経費 ・ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・ その他日常生活上一時的に必要な経費 	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	580万円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定	貸付けの日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6月以内	<p>【償還期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 据置期間経過後20年以内 <p>【貸付利子】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連帯保証人あり無利子 ・ 連帯保証人なし年1.5% <p>【連帯保証人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則必要ただし、連帯保証人なしでも貸付可

II. 資金種類と活用事例「2. 福祉資金（福祉費）②」

(2) 費目の詳細

資金の目的	貸付上限額の目安	据置期間	償還期間	貸付決定件数(H30)
・ 生業を営むために必要な経費	460万円	6月	20年	5
・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円	同上	8年	317
・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円	同上	7年	134
・ 福祉用具等の購入に必要な経費	170万円	同上	8年	36
・ 障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円	同上	8年	288
・ 中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円	同上	10年	0
・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が 1年を超えないときは170万円 1年を超える1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円	同上	5年	118
・ 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が 1年を超えないときは170万円 1年を超える1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円	同上	5年	13
・ 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150万円	同上	7年	77
・ 冠婚葬祭に必要な経費	50万円	同上	3年	72
・ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円	同上	3年	474
・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円	同上	3年	79
・ その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円	同上	3年	2,917

II. 資金種類と活用事例「2. 福祉資金（福祉費）③」

（3）事例「父親の葬儀費用のために福祉費を貸付けた事例」

（i）相談時の相談者の概要

①性別 女性	②年齢 39歳	③職業 パート（コンビニ）
④世帯構成、職業、収入		⑤滞納状況、債務状況
<input type="radio"/> 本人 収入9万円 <input type="radio"/> 実父 80歳 無職 年金収入 5.5万円 幼少期より脳性麻痺 現在は両上下肢機能全廃、頸椎症性脊髄症による 体幹機能障がい（座位不能） <input type="radio"/> 実母 76歳 無職 年金収入 5.35万円 高血圧、腰痛治療中		<input type="radio"/> 入院費 50万円 <input type="radio"/> 介護サービス料 2.4万円 <input type="radio"/> 固定資産税 8万円 <input type="radio"/> 後期高齢者医療保険料 3千円 <input type="radio"/> 携帯電話料金 3.5千円 <input type="radio"/> 国保税（娘） 1万円 <input type="radio"/> 電話代 9千円

（ii）支援の内容

★ポイント
他の貸付や給付事業、支援等を活用し、
借受人の負担を軽減する。

①相談に至った経緯（相談者の課題）

- 父の入退院繰り返しで医療費が家計を圧迫し、各所に滞納が発生している。
- 父が退院するにあたり、退院後の療養の仕方、転居、娘（本人）転職など家計管理を含めた総合的な相談・支援が必要。
- 家計面談による支援を始めた矢先、父親が亡くなり、葬儀費用の捻出が難しくなる。
- 娘は、家計を助けるため、昼夜を問わず働いている。

②最初の相談先 ／ 市役所より自立相談支援機関に介入依頼

③支援の概要

- 社会福祉協議会
 - ・葬儀費用の貸付 27.6万円
- 家計改善支援機関（グリーンコープ）
 - ・父亡後の収支の聞き取りと見直し
 - ・亡父の残医療費や各種滞納分の分納依頼
 - ・独自貸付 1万円（緊急の生活費）
- 自立相談支援機関（社協）
 - ・娘の転職支援
(ハローワークと協働した就職支援、離職日の調整)
 - ・県内の社会福祉法人による社会貢献事業での公共料金支払支援

④支援後の状況

- 各種滞納分は分納にて返済中。
- 家賃が高額であったため、家賃の安いアパートへ転居した（転居の際は、社協がトラックを出す等の協力をを行う）。
- 社会保険・賞与があり、土日休日の清掃職に転職したことにより、金銭面・生活面での安定が図られつつある。
- 生活福祉資金は、なかなか償還できない時期もあったが、最近は生活が安定してきたこともあり、償還も再開されつつある。

II. 資金種類と活用事例 「2. 福祉資金（緊急小口資金）①」

(1) 概要

- ▶ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用（10万円以内）を貸付ける資金で、平成15年1月に創設された。
- ▶ 生活保護費や初回給与の支給までのつなぎ資金としての貸付が多くなっているが、滞納公共料金の支払いや就職活動時の交通費等、単に一時的な資金不足というだけでなく、背景に複合的な課題を抱えているケースも少なくなく、そうした意味で自立相談支援事業の利用が原則要件化されている。

資金の種類	貸付条件			
	対象	貸付限度額	据置期間	その他
緊急小口資金	・ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	10万円以内	貸付けの日から2月以内 【償還期限】 <ul style="list-style-type: none">・ 据置期間経過後12月以内 【貸付利子】 <ul style="list-style-type: none">・ 無利子 【連帯保証人】 <ul style="list-style-type: none">・ 不要

II. 資金種類と活用事例 「2. 福祉資金（緊急小口資金）②」

(2) 貸付目的

	打診あり	割合	打診なし	割合	合計	割合
ア. 医療費又は介護費の支払等により臨時で必要な生活費	48	4.3%	144	8.0%	192	6.6%
イ. 火災等被災に伴い必要な生活費	2	0.2%	7	0.4%	9	0.3%
ウ. 年金、保険、公的給付等の支給開始までに必要な生活費	337	29.8%	601	33.6%	938	32.1%
エ. 会社からの解雇、休業等による収入減に伴い必要な生活費	108	9.6%	142	7.9%	250	8.6%
オ. 滞納していた税金、国民保険料、年金保険料の支払により必要な生活費	17	1.5%	20	1.1%	37	1.3%
カ. 公共料金の滞納分の支払	59	5.2%	45	2.5%	104	3.6%
キ. 法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるための経費(交通費等)	16	1.4%	6	0.3%	22	0.8%
ク. 給与等の盗難によって必要な生活費	4	0.4%	9	0.5%	13	0.4%
ケ. 初回給与までに必要な生活費	466	41.3%	667	37.3%	1,133	38.8%
コ. その他	71	6.3%	147	8.2%	218	7.5%
無回答	1	0	2	0	3	0
合計	1,129	100.0%	1,790	100.0%	2,919	100.0%

*「打診あり」…自立相談支援機関に最初に相談があり、自立相談支援機関から打診があったケース

*「打診なし」…生活福祉資金に最初に相談があったケース

※全社協民生部実施アンケートより

II. 資金種類と活用事例「2. 福祉資金（緊急小口資金）③」

(3) 事例「初回給与までの生活費として緊急小口資金を貸付けた事例」

(i) 相談時の相談者の概要

①性別	女性	②年齢	44歳	③職業	無職
④世帯構成、職業、収入			⑤滞納状況、債務状況		
<input type="radio"/> 本人 <input type="radio"/> 長男 8歳			<input type="radio"/> 固定資産税、国民健康保険料、住民税 36万円 <input type="radio"/> 家賃 7万円（2ヶ月分）		

(ii) 支援の内容

①相談に至った経緯（相談者の課題）

- 就労していたが、長男が一時的に通院（発達障害の可能性あり）が必要になり、通院の付き添いのため職場を退社。
- その後、すぐに仕事が決定したが、初回給与までの生活費が不足。
- 家賃や滞納分を心配し、安い借家へ引越すことを検討。

★ポイント
収入がない状況でも、生活困窮者自立支援制度の利用を前提に、貸付につながることがある。

②最初の相談先

③支援の概要

- 社会福祉協議会
 - ・初回給与までのつなぎ貸付 10万円
- 家計改善支援機関（グリーンコープ）
 - ・家計管理支援
- 自立相談支援機関（社協）
 - ・支援機関との調整
- ハローワーク
 - ・就労支援

④支援後の状況

- 固定資産税、国民健康保険料、住民税の分納と家賃滞納分は大家へ分納で返済確認。
- 現在より家賃の安い借家（2.7万円）へ引越す（児童扶養手当支給時と時期が重なり、それらを引越費用に充てた）。
- 生活福祉資金は滞納なく順調に償還。
- 現在は、元の職場より復職依頼を受け、元の職場へ戻り、また、結婚し新しい家庭を築いている。

II. 資金種類と活用事例「3. 教育支援資金①」

(1) 概要

- 高校や大学等へ就学するための入学金、授業料等の貸付。制度創設当初からある資金。
- 今日、深刻化する子どもの貧困対策としてその役割が高まっており、貸付決定件数は全資金種類のなかで最も多くなっている。
- 福祉費同様、民生委員との協力関係が強い資金。
- 令和2年度から、大学等への進学に際しては高等教育の無償化（「授業料等の減免」「給付型奨学金の拡充」）が、また、高校への進学に際しては「高等学校等修学支援金上限額の引き上げ」がそれぞれ行われた。
- ただし、入学前に入学金や前期授業料等が求められた場合や、給付金の水準を超える授業料の私立学校進学の場合は、教育支援資金の貸付が引き続き考えられる。

資金の種類		貸付条件			
		対象	貸付限度額	据置期間	その他
教育支援費	<ul style="list-style-type: none">・ 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費	低所得世帯	(高校) 月3.5万円以内 (高専) 月6万円以内 (短大) 月6万円以内 (大学) 月6.5万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記各限度額の1.5倍まで貸付可能	卒業後6月以内	<p>【償還期限】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 据置期間経過後20年以内 <p>【貸付利子】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 無利子
就学支度費	<ul style="list-style-type: none">・ 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費		50万円以内		<p>【連帯保証人】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 原則不要 <p>※世帯内で連帯借受人が必要</p>

II. 資金種類と活用事例「3. 教育支援資金②」

(2) 事例「多子世帯で困窮状態が続く世帯へ教育支援資金を貸付けた事例」

(i) 相談時の相談者の概要

①性別	女性	②年齢	34歳	③職業	アルバイト（コンビニ）
④世帯構成、職業、収入		⑤滞納状況、債務状況			
○本人 5.4万円		○銀行ローン（生活費）	299,869円	7,000円/月返済	
○夫 37歳 運送業 18万円（債務整理中）		○消費者金融（生活費）	394,593円	12,000円/月返済	
○長女 15歳 ○次女 14歳 ○三女 12歳 ○四女 10歳					
○長男 1歳 ※児童手当 6.5万円					

(ii) 支援の内容

①相談に至った経緯（相談者の課題）

- 長女の高校進学に伴い、就学にかかる費用の捻出が経済的に困難であったため、社会福祉協議会に教育支援資金の問い合わせがあり、生活福祉資金担当で対応する。
- 生活状況を確認していくと、本人が大病で入院・手術歴があり、その際の医療費の支払いや生活費で債務があることや、夫がその間に家事を行うことで満足に仕事に行くことができなかったことから、借金を重ねてしまった経緯があることが判明。（夫は現在、債務整理中）
- 生活状況や家族構成を考慮すると、生活面の課題やそこから派生する子供の養育面への影響も懸念されるため、自立支援機関にて継続的な支援を行うことや家庭児童相談室を中心に学校関係とも連携を図りながら支援を行うことを確認した。

②最初の相談先 / 社会福祉協議会

③支援の概要

- 社会福祉協議会
 - ・長女の教育支援資金の貸付 教育支援費 522,000円
 - 就学支度費 203,000円
- 家計改善支援機関（社協）
 - ・家計管理支援（家計表を用いながら、収支のバランスがとれるようアドバイスを行う。）
- 自立相談支援機関（社協）
 - ・増収に向けた就労支援を行い、会社見学、採用担当者との面会を行う。今後は現在の勤務先との調整を行い、転職する予定。

④支援後の状況

- 現在の勤務先では不規則勤務であり、子供の養育時間も短くなりがちであるため、収入も安定し、決まった曜日・時間で働くことができる職場を紹介し、近日中に転職予定。
- 収入増を見据え、家計管理のアドバイスも継続する。
- 夫も仕事が安定し、計画的に返済を行っている。
- 子供の発達面の課題もあり、家庭児童相談室を中心に学校関係とも連携を図っている。

★ポイント
教育支援資金は将来の就労収入を見込めることがや
貧困の連鎖防止の観点から、貸付につながりやすい。

II. 資金種類と活用事例「4. 不動産担保型生活資金」

(1) 概要

- 低所得または生活保護受給高齢者に対し、居住用不動産を担保に生活費の貸付を行うもので、低所得世帯向け（一般向け）が平成14年12月、要保護世帯向けが平成19年3月に創設された。
- 不動産担保型生活資金は、高齢者が所有する不動産を有効活用した貸付を行うとともに、貸付後も住み慣れた住居に住み続けることができるところから、高齢者の生活支援における有効な支援策の一つとなっている。

資金の種類		貸付条件			
		対象	貸付限度額	据置期間、償還期限、貸付利子	連帯保証人
不動産担保型生活資金	<ul style="list-style-type: none"> • 低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 	低所得高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> • 土地の評価額の70%程度 • 月30万円以内 • 貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間 	<p>【据置期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 契約の終了後3月以内 <p>【償還期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 据置期間終了時 <p>【貸付利子】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率 	<ul style="list-style-type: none"> • 必要 ※推定相続人の中から選任
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	<ul style="list-style-type: none"> • 要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 	要保護高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> • 土地及び建物の評価額の70%程度（集合住宅の場合は50%） • 生活扶助額の1.5倍以内 • 貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間 		• 不要

III. 生活福祉資金の貸付状況について

III. 生活福祉資金の貸付状況について①

- 平成21年に資金種類の統合・再編や貸付要件の緩和が行われるとともに、総合支援資金が新たに創設され、前年の1万件台から一気に6万件を超える件数となった。
- しかし、総合支援資金は、平成22年度の4.1万件の貸付をピークに減少。令和2年度はコロナ禍の状況を受けてか、前年よりも倍増している。
- 福祉費については、「その他一時的に必要な経費」が最も多く全体のおよそ半数以上を占め、その多くが生活保護受給世帯への生活必需品（冷蔵庫、エアコン等の健康に関わる家電製品等）購入に対する貸付となっている。
- 教育支援資金は1.3万件前後を推移している。これは入学金、授業料の貸付の延べ件数であり、貸付人数としては半数の6千人～7千人程度。学校種別ごとでみると、高校進学時における貸付がおよそ4割を占めている。

(金額単位:千円)

	総合支援資金		福祉資金(福祉費)		福祉資金(緊急小口資金)		教育支援資金		不動産担保型生活資金		要保護世帯向け 不動産担保型生活資金		離職者支援資金		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成21年度	26,353	17,866,017	4,115	3,346,407	15,590	1,325,909	13,139	9,298,615	127	2,097,076	244	1,574,244	1,960	2,408,141	61,528	37,916,409
平成22年度	41,344	26,222,820	5,066	3,925,895	21,376	1,861,136	14,287	9,972,915	120	1,965,724	238	1,679,408			82,431	45,627,898
平成23年度	18,320	10,318,539	4,782	3,133,655	81,597	10,670,302	14,047	9,399,352	93	1,424,701	228	1,537,962			119,067	36,484,511
平成24年度	9,920	5,111,308	4,387	2,467,155	11,101	854,687	14,113	9,484,862	84	1,289,069	285	1,981,228			39,890	21,188,309
平成25年度	4,656	1,854,840	4,359	2,212,740	9,253	695,012	14,214	9,011,865	78	1,360,400	242	1,640,668			32,802	16,775,525
平成26年度	3,133	1,147,227	4,404	1,971,763	8,837	656,017	14,775	9,514,058	102	1,893,146	230	1,569,159			31,481	16,751,370
平成27年度	2,057	668,072	4,086	1,834,193	8,730	645,465	14,621	9,311,441	80	1,336,434	208	1,442,335			29,782	15,237,940
平成28年度	1,122	348,285	3,996	1,603,092	19,997	2,184,021	14,504	10,722,763	89	1,388,869	214	1,569,762			39,922	17,816,792
平成29年度	731	240,771	3,820	1,404,070	7,547	559,221	13,910	10,309,728	61	1,038,978	181	1,271,589			26,250	14,824,357
平成30年度	421	139,980	4,530	1,426,268	7,145	546,264	13,019	9,342,207	66	1,105,218	207	1,442,833			25,388	14,002,770
令和元年度	470	147,296	4,187	1,280,039	9,937	1,060,350	12,426	7,268,254	64	1,019,143	185	1,412,898			27,269	12,187,980
令和2年度	1,077	447,674	3,139	1,364,470	6,107	487,419	12,784	7,743,793	29	556,270	103	791,952			23,239	11,391,578
合計	109,604	64,512,829	50,871	25,969,747	207,217	21,545,803	165,839	111,379,853	993	16,475,028	2,565	17,914,038	1,960	2,408,141	539,049	260,205,439

※令和2年度実績にはコロナウイルス特例貸付分は含まれていない

III. 生活福祉資金の貸付状況について②

➤ 都道府県ごとの貸付実績に相当な格差が生じている（令和2年度実績）。

	都道府県	福祉資金				教育支援資金				不動産担保型生活資金				合計	
		福祉費		医療小口資金		教育支援費		賃保証							
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計		1,077	447,673,948	3,139	1,364,469,956	6,107	487,419,027	12,784	7,743,792,782	29	556,269,604	103	791,952,400	23,239	11,391,577,717
1	北海道	18	11,540,000	45	27,768,000	193	17,507,000	322	376,743,000	0	0	0	0	578	433,558,000
2	青森県	9	3,339,000	6	4,155,700	37	3,382,000	11	2,593,560	0	0	0	0	63	13,470,260
3	宮城県	11	2,490,000	90	67,115,000	147	11,592,000	375	315,871,408	0	0	2	11,235,000	625	408,303,408
4	福島県	0	0	14	14,130,000	35	3,400,000	56	70,847,375	1	29,960,000	0	0	106	118,337,375
5	新潟県	9	3,208,000	18	11,635,058	78	6,581,709	29	23,186,356	0	0	0	0	134	44,611,103
6	山形県	44	11,024,000	65	29,629,000	65	5,915,000	194	189,469,200	1	12,180,000	0	0	369	248,217,200
7	福島県	26	15,829,000	22	10,004,000	197	14,063,000	64	48,382,000	0	0	0	0	309	88,278,000
8	宮城県	21	6,573,343	20	6,739,000	54	5,242,000	50	43,867,000	0	0	4	35,049,000	149	97,470,343
9	秋田県	36	9,397,000	10	5,506,000	11	1,056,000	44	34,881,000	1	15,427,300	0	0	102	66,267,300
10	群馬県	9	2,470,250	33	7,890,000	102	6,672,000	101	43,708,000	0	0	2	13,209,000	247	73,949,250
11	埼玉県	21	8,987,000	55	31,764,000	158	13,915,000	123	44,675,000	5	59,150,000	10	71,115,000	372	229,826,000
12	千葉県	0	0	121	45,940,800	732	57,406,000	979	716,514,900	1	20,902,000	6	47,932,400	1,839	888,696,100
13	東京都	8	3,928,457	71	34,926,260	104	4,616,000	1,298	1,031,439,000	6	149,590,000	14	185,704,000	1,501	1,410,203,717
14	神奈川県	18	7,441,300	117	60,136,000	125	11,715,000	1,389	608,779,000	1	11,060,000	2	28,330,000	1,652	727,461,300
15	静岡県	2	1,122,000	22	9,562,000	88	7,219,000	35	15,317,707	0	0	0	0	147	33,220,707
16	富士山県	27	18,837,472	18	9,786,500	227	11,262,000	22	17,144,475	0	0	0	0	294	56,830,447
17	石川県	128	38,378,215	26	17,376,000	116	10,562,000	30	12,901,000	0	0	1	7,413,000	301	86,630,215
18	滋賀県	1	450,000	16	6,526,290	44	3,520,418	19	7,568,910	0	0	0	0	80	18,065,618
19	三重県	1	500,000	6	1,503,000	5	490,000	8	7,575,000	0	0	0	0	20	10,168,000
20	愛知県	20	11,313,000	31	18,521,000	82	7,200,000	122	52,283,000	0	0	0	0	253	89,317,000
21	岐阜県	12	3,967,000	29	16,467,180	266	21,826,000	45	12,807,100	0	0	2	13,909,000	354	68,996,280
22	静岡県	36	13,186,470	19	6,296,000	251	25,205,000	210	63,882,000	1	28,560,000	2	12,628,000	519	149,757,470
23	奈良県	0	0	66	25,653,000	83	3,569,000	227	170,372,000	0	0	1	5,194,000	377	204,788,000
24	三重県	14	6,031,000	41	12,258,000	154	11,080,000	173	75,663,000	0	0	0	0	382	105,032,000
25	滋賀県	0	0	58	39,899,360	30	2,809,000	292	322,543,300	0	0	1	4,396,000	381	369,547,660
26	京都府	81	33,525,000	309	111,336,000	75	7,209,000	1,191	484,139,000	0	0	0	0	1,658	636,309,000
27	大阪府	221	114,125,950	614	214,294,000	531	48,438,000	1,671	635,711,000	2	27,720,000	13	72,967,000	3,052	1,113,255,950
28	兵庫県	14	5,358,950	94	28,320,400	135	10,268,000	1,047	822,554,200	3	86,939,204	8	49,139,600	1,301	1,002,580,354
29	神奈川県	12	13,075,000	61	24,800,000	95	7,791,000	113	75,112,000	0	0	0	0	281	120,778,000
30	和歌山県	10	2,320,012	32	17,788,034	13	1,130,000	49	74,477,510	0	0	2	6,079,000	106	101,794,656
31	鹿児島県	54	19,591,153	18	9,818,000	38	3,281,000	12	14,078,000	0	0	1	6,426,000	123	53,194,153
32	鹿児島県	26	7,920,176	38	22,252,000	47	3,899,000	106	95,799,000	0	0	0	0	217	129,880,176
33	岡山県	0	0	8	4,061,000	11	1,020,000	15	3,422,000	0	0	2	8,062,000	36	16,615,000
34	広島県	9	3,629,600	29	7,888,480	56	3,346,000	55	26,702,000	0	0	2	12,558,000	151	54,124,080
35	山口県	23	9,807,000	28	13,306,000	70	6,151,000	30	9,809,000	0	0	0	0	151	39,073,000
36	徳島県	0	0	22	11,798,000	30	1,785,000	45	86,787,000	0	0	1	9,143,400	98	109,513,400
37	香川県	0	0	22	12,682,040	220	13,743,000	86	65,577,810	0	0	1	3,542,000	329	95,544,850
38	愛媛県	0	0	38	21,366,176	151	9,620,000	32	27,667,310	0	0	3	15,071,000	224	73,724,786
39	高知県	0	0	52	10,896,000	45	3,481,000	61	23,527,800	0	0	2	12,915,000	160	50,819,800
40	徳島県	33	16,547,270	230	97,021,450	565	44,483,000	1,225	453,972,500	5	100,781,100	13	93,003,900	2,070	805,909,220
41	高知県	0	0	4	3,464,000	1	200,000	2	828,000	0	0	0	0	7	4,512,000
42	香川県	18	3,828,000	76	62,741,000	0	0	357	322,320,000	0	0	0	0	451	388,889,000
43	熊本県	1	291,000	29	12,579,618	1	98,000	48	17,339,000	1	14,000,000	2	16,457,000	82	60,764,618
44	大分県	28	12,167,500	127	39,275,000	389	32,086,500	123	51,383,000	0	0	5	30,123,100	672	165,035,100
45	宮崎県	5	1,171,000	24	9,929,000	20	2,000,000	87	30,476,000	0	0	3	20,321,000	139	63,897,000
46	鹿児島県	13	8,550,000	161	42,031,000	124	11,118,000	110	53,854,000	0	0	0	0	408	115,553,000
47	沖縄県	58	15,533,030	104	65,565,600	106	8,566,100	101	59,242,291	0	0	0	0	369	148,907,821

IV. 家計改善支援事業と生活福祉資金貸付事業の連携について

IV. 家計改善支援事業と生活福祉資金貸付事業の連携について①

1. 年金担保貸付事業廃止に伴う対応

- 年金担保貸付事業は、今年の3月をもって新規の申込受付を終了（事業の廃止）。
- 同事業廃止に伴い、低所得高齢者からの相談増による生活福祉資金相談窓口での対応が懸念されたが、現段階においては、社協の窓口に相談が殺到するような状況はない模様。
- 廃止にあたっては、家計改善支援事業と生活福祉資金との連携が求められている。

【社会保障審議会「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」 報告書（平成29年12月15日）より抜粋】

年金担保貸付事業の廃止の方向性の中で、家計相談支援が必要な高齢者がいることも踏まえ、家計相談支援を更に推進するとともに、生活を行う上でやむを得ない一時的な資金需要が生ずる低所得の高齢者等に対しては、生活福祉資金貸付制度で対応することが必要である。

2. コロナ禍での相談支援について

- 生活困窮者自立支援制度の見直しに向け、令和4年4月26日に、「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」がまとめられた。
- そのなかで、両事業に関しては、貸付の際の家計改善支援事業利用の条件化とともに、特例貸付の返済や償還免除等にも家計改善支援事業が関わり、その後のフォローアップ支援につなげる仕組みの必要性等にも触れている。
- 現在、国はこの「論点整理」を踏まえ、社会保障審議会「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」にて、検討を行っているところ。

IV. 家計改善支援事業と生活福祉資金貸付事業の連携について②

2. 「生活福祉資金貸付制度と生活困窮者自立支援制度の連携マニュアル」における対応

- 厚生労働省から発出されている標記マニュアル（平成27年3月発出、平成31年3月改訂）では、両事業に関して以下の記載がある。

①全ての資金種類において家計改善支援事業は有効

総合支援資金や緊急小口資金に限らずその他の資金においても、家計改善支援事業の利用により、過剰な貸付とならないよう必要最小限の貸付額の把握や貸付決定後の償還計画を踏まえた家計表の作成を行うことは、償還率の向上やさらなる状況悪化の未然防止、本人の経済的自立や生活意欲の助長を促す観点から有効な取り組みである。

②貸付だけではなく家計改善支援事業で受け止めてくことが重要

年金収入だけでは生活費を賄えないなど一時的な資金需要に対応するだけでは本質的な解決につながらない家計に課題を抱えた高齢者等に対しては、貸付と併せて家計改善支援事業でしっかりと受け止めていくことが重要である。

③家計改善支援事業との連携貸付による柔軟な貸付への期待

現状では償還が見込まれず貸付けが困難な生活困窮者であっても、貸付と一体的に自立相談支援事業や家計改善支援事業による支援を受け、プランに就労開始や増収の時期が具体的に盛り込まれるなど今後の償還や生活再建が見込まれる者に対しては、これらの事業の実施機関その他の関係機関から継続的な支援を受けることを前提に柔軟な貸付けを行うことが可能になることが期待される。

V. 新型コロナウイルスに係る特例貸付 について

V. 新型コロナウイルスに係る特例貸付について①

1. 今回の特例貸付の内容

	今回のコロナ特例貸付	これまでの特例貸付
①対象者	コロナウイルスの影響で収入が減少した者 ⇒日本全国	災害時に被災地に住んでいた者 ⇒被災地に限定
②申請先	市区町村社協〔令和2年9月までは、ろうきん(小口のみ)、郵便局(小口のみ)でも受付) ⇒制度創設初の社協以外での受付実施	市区町村社協
③申請方法	申請先での対面による申請または郵送 ⇒感染拡大の懸念から、制度創設初の郵送による受付実施	申請先での対面による申請
④相談支援	郵送の場合は一度も面談や連絡なく貸付 ⇒まずは資金を迅速に確実に届けることが最優先	必要に応じて実施

主に休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、
休業等により収入の減少があり、緊急
かつ一時的な生計維持のための貸付を
必要とする世帯

※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、
休業状態にあっても、対象となります。

■ 貸付上限額

20万円以内

※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。

ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき

イ 世帯員に要介護者がいるとき

ウ 世帯員が4人以上いるとき

エ 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、
臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要と
なった労働者がいるとき

オ 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した
恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要と
なった労働者がいるとき

カ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入
減少により生活に要する費用が不足するとき

キ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸
付が必要な場合

赤字は從来の要件
を緩和したもの。

主に失業された方等向け（総合支援資金）*

*総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、
収入の減少や失業等により生活に困窮
し、日常生活の維持が困難となつてい
る世帯

※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。

※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、
失業状態にあっても、対象となります。

■ 貸付上限額

- ・ (二人以上) 月20万円以内
 - ・ (単身) 月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■ 据置期間

1年以内

※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

■ 償還期限

10年以内

■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

※ 従来、保証人ありの場合は無利子、な
しの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■ 申込先

市区町村社会福祉協議会

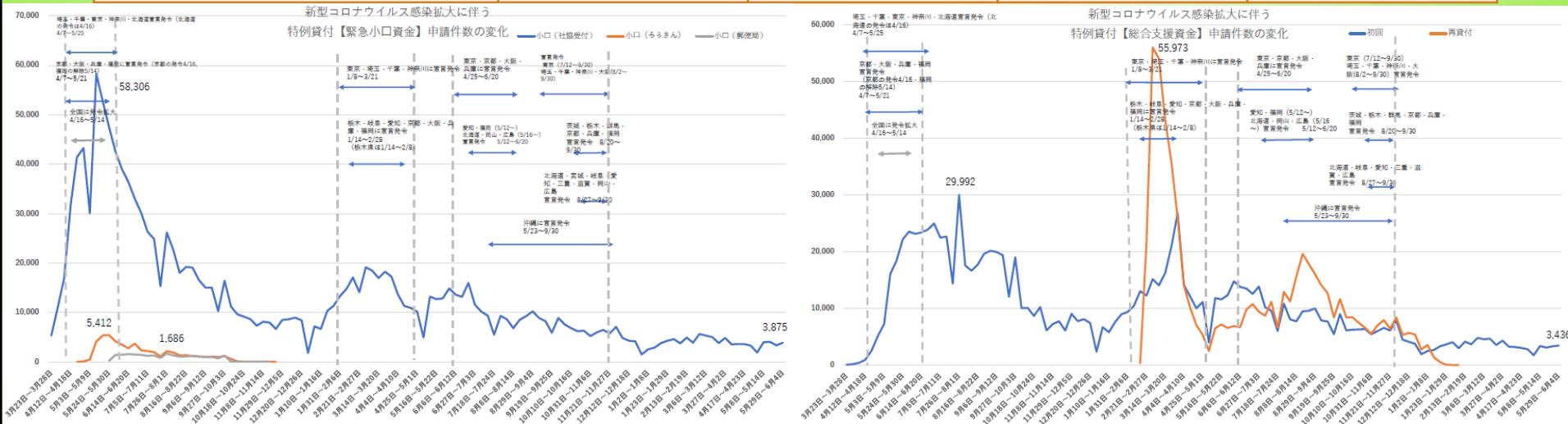
※下表は厚生労働省パンフレットより

V. 新型コロナウイルスに係る特例貸付について②

2. 今回の特例貸付の貸付状況（全社協民生部集計、令和4年6月4日現在〔速報値〕）

(単位／件数：万件、金額：億円)

	申請件数	申請金額	決定件数	決定金額
緊急小口資金	158.2	2970.0	156.1	2920.0
総合支援資金	111.9	8135.2	109.2	7871.2
総合支援資金（再貸付）	60.5	3151.4	59.8	3120.6
合 計	330.6	14256.6	325.1	13911.8



- 緊急小口資金、総合支援資金（初回・延長）、総合支援資金（再貸付）で、1世帯当たり最大200万円の貸付が行われていたが、現在は緊急小口資金と総合支援資金（初回）のみで、最大80万円の貸付となっている。
- 貸付のピークは越えているが、緊急小口資金と総合支援資金（初回）合わせて、今も新規で7～8千件の申請がある。
- 受付期間は、令和4年8月末まで（令和4年6月10日現在。これまでに9回の延長実施）。

V. 新型コロナウイルスに係る特例貸付について③

3. 債還免除について

- ▶ 今回の特例貸付では、貸付当初から「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる」ということが公表される等、異例の対応が取られたが、その免除方法については令和3年3月に下記の通り示された。

【償還免除のポイント】

- ✓ 償還免除は、資金種類ごとに括して行う。
具体的には、①緊急小口資金、
②総合支援資金の初回貸付分、
③総合支援資金の延長貸付分、
④総合支援資金の再貸付。
 - ✓ 借受人と世帯主が住民税非課税であれば、償還免除の対象とする。そのほかの世帯員の課税状況は問わない。
 - ✓ 判定時期と判定対象となる課税要件は、資金種類により異なる。
 - ✓ 令和4年6月現在、各都道府県社協から借受人宛に、緊急小口資金と総合支援資金初回貸付分に関する償還免除の案内文書を順次送付中。

➤ 償還免除とならなかった方の償還延長貸付分は令和6年1月から、総

		償還初年度目 (令和4年度)	償還2年度目 (令和5年度)	償還3年度目 (令和6年度)
緊急小口資金		20万円		
総合支援資金	初回貸付分	45万円（単身世帯） 60万円（2人以上世帯）		
	延長貸付分		45万円 60万円	*
総合支援資金 再貸付		(据置期間延長)		45万円 60万円
				*
判定対象となる 課税要件		一括免除	一括免除	一括免除
		償還前年度又は 償還初年度が 非課税	償還2年度目が 非課税	償還3年度目が 非課税

※ 償還免除後も、自立相談支援機関等による継続的な支援を受けるようフォローアップします。

※右表は厚生労働省パンフレットより

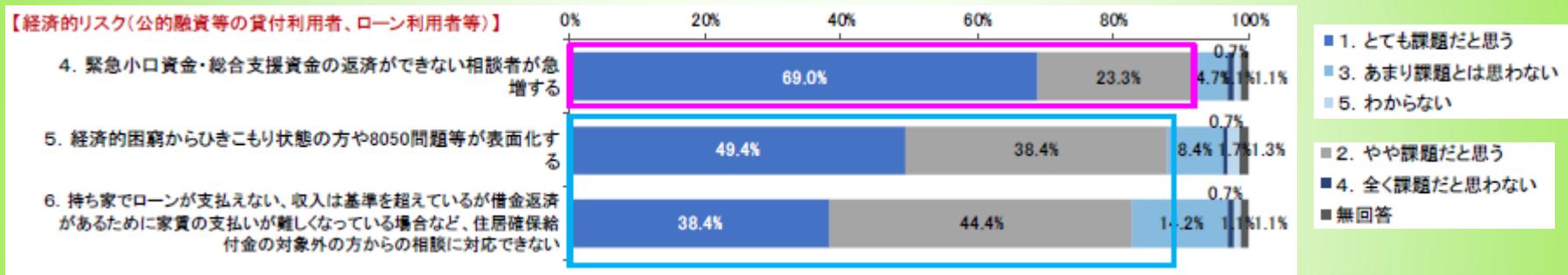
▶ 償還免除とならなかった方の償還は、緊急小口資金と総合支援資金初回貸付分は令和5年1月から、総合支援資金延長貸付分は令和6年1月から、総合支援資金再貸付は令和7年1月からそれぞれ開始。

V. 新型コロナウイルスに係る特例貸付について④

4. 今後の借受人支援について

- これまでの災害時の特例貸付においては、発災から1年が経過すれば、一定の方は償還の準備ができることも想定できるが、今回は貸付開始から2年以上経った現在においても、貸付自体が未だに続いている状況。
- 今回の特例貸付では非課税世帯は償還免除となるが、膨大な貸付件数となっているなか、多額の債務を抱えた生活困窮者の増大は避けられない状況となっている。

※新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業報告書（令和4年3月／一般社団法人北海道総合研究調査会）より



- 生活困窮者自立支援制度との関係でいうと、総合支援資金の初回貸付時においては、自立相談支援機関の支援を受けることに同意を得ることが貸付条件となっているが、貸付のピーク時から比べると、その関わりはさらに推進しているのではないかと推察される。
- 一方、特例貸付は8月末で貸付が終わるとともに、秋口には来年1月からの償還開始に向けて、償還開始のお知らせが送付されることになり、生活が厳しい方や償還が困難な方からの相談がさらに増加することが考えられる。
- 今後、特例貸付の借受人が、生活困窮者自立支援事業の本來的な支援が必要となった場合、多くの方への対応は困難ではあるが、まずは家計改善支援機関も含めた関係機関が連携し合い、当初の貸付時にはできなかった相談支援を行うことで個々の状況を把握し、地域全体で支える取り組みを推進していくことが重要。